

特別支援教育就学奨励費

弥富市では、特別支援学級に就学するお子さんをお持ちの保護者のかたに、その経済的負担を軽減するために、学用品購入費や学校給食費などを支給する事業を行っています。(但し、世帯の所得合計が一定基準以下の方)

●就学奨励費の認定基準

弥富市立の小・中学校の特別支援学級に就学している児童生徒の保護者で、その世帯の収入額が、生活保護法による保護基準の例により測定した**需要額の2.5倍未満**であるかた。但し、就学援助を受けている方を除きます。

※需要額は、世帯構成、世帯員の年齢などにより申請者世帯ごとに決められます。

●申請方法に必要な書類

- ・特別支援教育就学奨励費申請書 1部
- ・賃貸住宅にお住まいの方は、「賃貸住宅契約書」の写し 1部
- ・購入物品報告書 1部（詳しくは最終ページをご覧ください。）

※1月1日時点において、弥富市に住民票がない方については、世帯全員の前年中の所得がわかるもの（源泉徴収票や確定申告書の控え等）を添付してください。

●判定方法（同封の申請書は、2つの申請を兼ねています。）

①就学援助の認定基準（生活保護基準需要額の1.2倍以下）にて審査・判定をおこないます。

審査の結果、認定基準を満たしている場合は、就学援助費受給認定者として認定されます。

②特別支援教育就学奨励費補助対象者で、所得が一定以上の為、①が不認定の場合は、特別支援教育就学奨励費補助金の認定基準（生活保護基準需要額の2.5倍未満）により審査・判定します。

審査の結果、認定基準を満たしている場合は、特別支援教育就学奨励費受給者として認定されます。

●支給について

- ・支給時期 年3回（7月下旬、12月下旬、3月下旬）を予定しております。
- ・支給方法 指定された口座（原則、学校給食費等引落口座をご指定ください。）
- ・学校徴収金に未納金が発生した場合

就学援助費または、特別支援教育就学奨励費の振込先を学校長口座へ変更します。

●参 考

1. 認定所得の目安（世帯全員の所得の合計）

（単位 円）

	モデルケース	①就学援助費		②特別支援教育就学奨励費			
		持ち家の場合	賃貸住宅の場合	持ち家の場合	賃貸住宅の場合		
1	母、子1人（2人家族）	収入額	2,616,000以下	3,664,000以下	収入額	5,450,000以下	7,633,000以下
	母(35歳) 子(12歳～15歳)1人	所得額	1,648,000以下	2,390,000以下	所得額	3,820,000以下	5,670,000以下
2	母、子2人（3人家族）	収入額	3,524,000以下	4,552,000以下	収入額	7,341,000以下	9,483,000以下
	母（35歳） 子(12歳～15歳)2人	所得額	2,284,000以下	3,098,000以下	所得額	5,407,000以下	7,335,000以下
3	父母、子1人（3人家族）	収入額	3,408,000以下	4,360,000以下	収入額	7,100,000以下	9,083,000以下
	父母（35歳） 子(12歳～15歳)1人	所得額	2,203,000以下	2,945,000以下	所得額	5,190,000以下	6,975,000以下
4	父母、子2人（4人家族）	収入額	4,056,000以下	5,072,000以下	収入額	8,450,000以下	10,566,000以下
	父母（35歳） 子(12歳～15歳)2人	所得額	2,701,000以下	3,515,000以下	所得額	6,405,000以下	8,338,000以下

2. 援助費目と援助金額

援助費目	①就学援助費	②特別支援教育 就学奨励費	対象児童 生徒
学校給食費	年額 小 46,800円	年額 小 23,400円	全学年
	年額 中 54,000円	年額 中 27,000円	
生徒会費（児童会費） PTA会費	年額 1,200円	年額 600円	全学年
学用品等購入費	年額 小 11,520円(上限)	国が定める単価を上限とする	全学年
	年額 中 22,510円(上限)		
新入学学用品費	年額 小 50,600円(上限)	国が定める単価を上限とする	4月認定月の小中学校1年生
	年額 中 57,400円(上限)		
校外活動費 (遠足)	年額 小 1,580円(上限)	国が定める単価を上限とする実費	全学年
校外活動費 (キャンプ)	年額 小 3,650円(上限)	国が定める単価を上限とする実費	小5年生
	年額 中 6,150円(上限)		中1年生
修学旅行費	年額 小 21,670円(上限)	国が定める単価を上限とする実費	該当学年
	年額 中 60,300円(上限)		

（文部科学省初等中等局長通達により内容が変わることがあります。）

●学用品等購入費、新入学学用品費に関する注意

(1) 学用品等購入費とは

児童又は生徒の所持に係る物品で、各教科及び特別活動の学習に必要とされる学用品（実験・実験材料費を含む。）及び児童又は生徒が通常必要とする通学用品の購入に係る経費が対象になります。

援助内容（補助対象）

鉛筆、消しゴム、ノート、定規、筆箱、練習帳、上履き、体育用靴、体操着、スクール水着、エプロン、リコーダー、絵の具セット、水筒、実験、実習材料費、通学用靴、雨靴、雨傘、帽子など

(2) 新入学学用品費とは

小学校又は中学校に入学する児童又は生徒が通常必要とする学用品及び通学用品の購入に係る経費が対象になります。

援助内容（補助対象）

ランドセル、かばん、制服、通学用服、通学用靴、雨靴、雨傘、上履き、帽子など

※平成26年度から上記対象品を購入された場合、領収書またはレシート（購入した品物、金額及び日付がわかるもの）の提出が必要になり、購入物品報告書を令和3年1月15日（金）までに弥富市教育委員会 学校教育課へ提出してください。対象外のものをご購入された場合は援助されませんので、ご注意ください。

購入期間は、学用品等の購入費については令和2年4月1日以降に購入されたものが対象になります。

また、新入学学用品費については令和2年1月1日以降に購入されたものが対象になります。ただし、ランドセル、制服等、入学準備の品物であることが明らかな場合は、より早い時期の購入も対象になる場合があります。

ご不明の点がありましたら、お問い合わせください。

問い合わせ先

弥富市教育委員会 学校教育課

電話 (0567)65-1111(内線 522, 523)